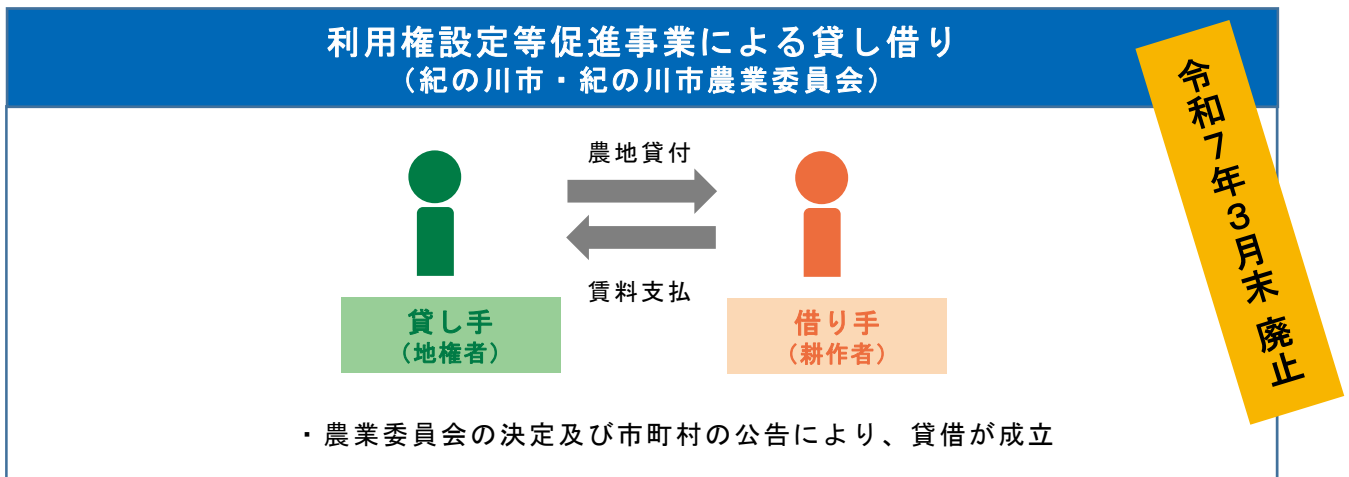


令和7年4月から

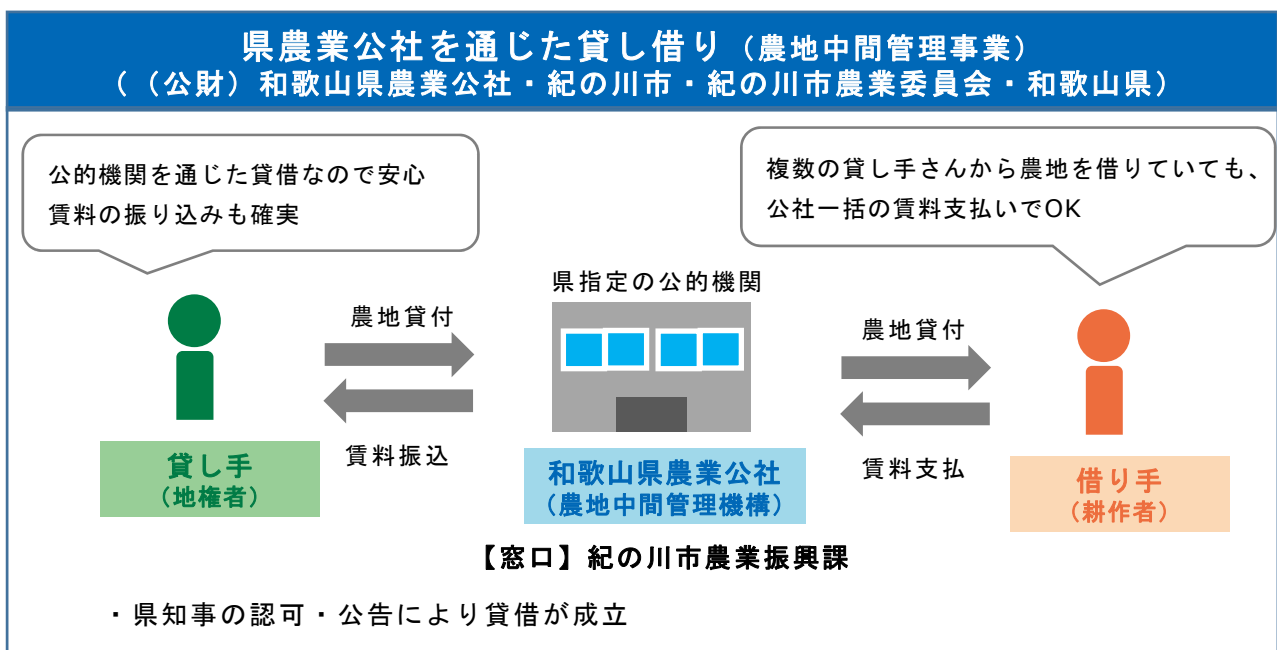
農地の貸し借りの仕組みが **変** わります！

市町村で行ってきた貸し手（地権者）と借り手（耕作者）間の農地貸借の手続き（利用権設定等促進事業）は、令和7年3月末をもって終了し、県農業公社を通じた貸し借りに変わります



令和7年
4月から

- ・ 県農業公社を通じた貸し借り（農地中間管理事業）に変わります
- ・ 県知事の認可が必要になりますので、早めの申請手続きをお願いします
- ・ 現在、利用権設定等促進事業により行われている貸し借りは、その期間が満了するまで有効です
- ・ 農地法に基づいて許可を受けて権利設定を行うことは可能です



農地貸借に関する申請・お問い合わせ

紀の川市農業振興課 Tel 0736-79-3902

紀の川市農業委員会 Tel 0736-77-0844

農地中間管理事業に関するお問い合わせ

（公財）和歌山県農業公社 Tel 073-432-6115